※「コード」「入力」欄よ、記入しないでください。

コード				入力	
'				/ 🗸 5	

		政	放治 l	団 体 設	立届					
(宛先) 総 務	大 臣				令	和	年	月 日		
		政治団体	政治団体の名称							
		事務所の	事務所の所在地							
		代表者	の氏名							
政治資金規	規正法第6条第1	項の規定は	こより、	下記のとおり記	0届け出ま	す。				
s り が な				,	政 治 団	体の	区 分			
政治団体				□ 政党 □ 政党の支部 □ 政治資金団体(政党が指定) □ 政治資金規正法 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体 □ その他の政治団体の支部						
の名称				国会議員関係政治団体の区分						
		□ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体 □ 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体								
目 的	別紙の	組織年月日	令和	年	月	日				
主たる事務所 の所在地	(〒 埼玉県) "	電 話()		
主 た る 舌 動 区 域	□ 全 国 (2都道	府県以上) ・	□埼	玉県()		
区 分	氏 名		住	所・電	話	生年	月日	選任年月日		
ふりがな		₹	1	 話()	大・昭	• 平	令 和		
代 表 者										
ふりが な		₹	红	 話()	大・昭	· 平	令 和		
会計責任者						•				
ふりがな		_	電	 話()	大・昭	· 平	令 和		
会計責任者の 職務代行者							•			
支部の 有無	有・無	詩	課税上の優遇措置の適用関係の有無有・無					· 無		
政治資金規立		代表者である公職の候補者に係る公職の種類								
第1項第1号 関係政治団体	□ 衆議院議員(現職)□ 衆議院議員(候補者等)□ 参議院議員(候補者等)									
政治資金規	公職の候			公職の候補	者に係る	公職の種	類			
第1項第2章	(ふ り	がな	□衆議	院議員(現職 院議員(現職		R議院議員 家議院議員	員(候補者等) 員(候補者等)			

※事務処理欄 記入しないこと

記名• 押印	署名	記名のみ 口本人 口代理人(氏名:						
		委任状	運転免許証	日本国旅券	マイナンパーカート゚	その他		

- (注意) 1 □にチェックを入れること。
 - 2 「代表者の氏名」欄は、①代表者本人による署名(自署)、②記名押印、③記名(代表者本人が届け出る場合は代表者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)の提示、代理人が届け出る場合は、代表者からの委任状及び代理人の本人確認書類の提示が必要)のいずれかの方法によって記載すること。
 - 3 組織日の翌日から起算し、7日以内に届け出ること。
 - 4 団体名称は、政党及び政治資金団体と類似しないこと。
 - 5 政治団体の支部にあっては、「名称」欄にその名称を記載するとともに、本部の名称を「(本部)○○」の例により記載すること。
 - 6 「主たる事務所の所在地」は、「○○市○○町○-○-○、○号室(○○方)」「○○郡○○町 ○○○」まで記載すること。
 - 7 国会議員関係政治団体に係る欄は、国会議員関係政治団体に該当する場合のみ、記入すること。
 - 8 会計責任者と会計責任者の職務代行者は、同一人が兼務することはできないので、それぞれ別の者を選任すること。
 - 9 「支部の有無」「課税上の優遇措置の適用関係の有無」「生年月日の年号」欄は、該当するもの に○をすること。
 - 10 「課税上の優遇措置」とは、個人寄附に対する税制上の優遇措置のことである。
 - この優遇措置の対象となる団体(適格団体)は次のような団体に限られる。
 - ①政党及び政党支部
 - ②政治資金団体
 - ③現職の国会議員が主催する又は主な構成員である政治団体(国会議員氏名届を提出)
 - ④政策研究団体(国会議員氏名届を提出)
 - ⑤衆議院議員、参議院議員、都道府県の長及び議員、政令指定都市の長及び議員(候補者、候補者となろうとする者を含む)の後援会

(国会議員関係政治団体に該当する旨の通知又は被推薦書を提出)

注:一般の市町村の長と議員の後援会は対象外である。

- 11 提出部数 全国団体3部、県内団体2部。(1部は本人控え分として受領印を押し返却)
- 12 添付書類
 - ①規約(全団体必須)
 - ②国会議員氏名届(現職の国会議員が主催する又は主要な構成員である政治団体と政策研究団体)
 - ③被推薦書

(都道府県又は政令指定都市の長・議員(候補者、候補者となろうとする者を含む)の後援会)

④国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

(政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体)

- (5)支部証明書・政党の状況等に関する届(政党支部)
- 13 資金管理団体の指定も同時にする場合、「資金管理団体の指定届」も同時に提出すること。
- 14 郵送等での提出はできないので、県選挙管理委員会に直接提出すること。